(あて先) 千葉市長

(応募者)

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

誓約 書

私は、以下のいずれにも該当していないことを誓約します。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- ウ 企画提案書類の提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で同法に 基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- オ 民事再生法 (平成11年法律第225号) の再生手続開始の申立てをした者で同法に 基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
- キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税(延滞金を含む)を完 納していない者
- ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- ケ 法人税等並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- コ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく 指名停止措置等を、企画提案書類の受付開始日から審査結果の通知の日までの間に受 けている者
- サ 役員等(法人の代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- シ 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ス 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- セ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ソ 役員等が、暴力団、暴力団員又は(サ)から(セ)に該当する法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- タ 千葉市暴力団排除条例(平成24年第36号)第9条に規定する暴力団員等又は暴力 団密接関係者
 - ※なお、キ~ケについては、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の 臨時特例に関する法律第3条又は地方税法附則第59条による猶予制度の適用を受けて (いません・います)。